

# 文教委員会資料②

## 2 所管事務の調査（報告）

### (1) 児童家庭相談支援体制の強化に向けた取組について

資料 児童家庭相談支援体制の強化に向けた取組について

～要保護児童等の適切な支援に向けた児童相談所の体制整備～

こども未来局

（令和2年2月6日）

# 児童家庭相談支援体制の強化に向けた取組について ～ 要保護児童等の適切な支援に向けた児童相談所の体制整備 ～

## 国の動き

### ●児童虐待をめぐる近年の動き

#### 【平成 28 年 4 月「児童相談所強化プラン」(旧プラン、平成 28～31 年度)】

児童福祉司等の専門職の増員、弁護士配置等を盛り込んだ旧プランが策定される。

#### ◎平成 30 年 3 月 目黒区 5 歳女児虐待死事件の発生

香川県から目黒区に転居してきた 5 歳の女児が、父親からの虐待を受け死亡した事件。

#### 【平成 30 年 12 月「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)】

暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、**虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築**を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、以下の内容の新プランを策定。

#### 【1 児童相談所体制の強化】

(1) 児童福祉司の増員：児童福祉司 2,020 人程度、児童心理司 790 人程度増やす。

※ 国は令和 4 年度までに配置することを求めている。

(2) スーパーバイザー増員(1)の内数 (3) 児童心理司増員(児童福祉司 2 人につき 1 人)

(4) 保健師の増員 (5) 弁護士の配置 (6) 一時保護の体制強化

#### 【2 児童相談所の専門性強化】

(1) 研修やケース検討、検証の充実

(2) 児相の専門性確保と専門職採用の重要性

#### 【3 市町村の体制強化】

(1) 子ども家庭総合支援拠点の設置(令和 4 年度まで)

(2) 要保護児童対策地域協議会の強化(常勤調整担当の配置)

#### ◎平成 31 年 1 月 野田市小 4 女児虐待死事件の発生

児童虐待の背景に母親に対する DV の存在にも注目が集まった。

#### 【平成 31 年 2 月「緊急総合対策」の更なる徹底・強化について】

野田市の事件を受け、**要保護児童等の情報の取扱いや、児童相談所、学校、警察などにおける連携を強化**した。

### ●「新しい社会的養育ビジョン」と「都道府県社会的養育推進計画」の策定

平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律において、**子どもが権利の主体であることや子どもの家庭養育優先原則**が明記され、翌年「新しい社会的養育ビジョン」が示された。これを受け、都道府県・児童相談所設置市においても社会的養育推進計画の策定が求められており、子どもの権利擁護の取組、里親等への委託の推進に向けた取組、**一時保護改革に向けた取組、児童相談所の強化等に向けた取組**等を計画に盛り込むことが必要とされている。

## 本市の児童相談所の現状と課題

### ●対応件数の増加：

相談・通告件数は平成 26～30 年度の 5 か年で**約 1.7 倍**となり、あわせて一時保護児童も増加している。

### ●夜間対応の増加：

**警察からの相談通告が約 4 割**で増加傾向にあり、夜間の対応も増加。児童相談所職員の夜間休日対応の負担が増大

### ●専門的業務範囲が増大：

警察・検察と協同実施の司法面接、家族支援等の手法への対応、司法関与の強化等、**より専門的な業務が増加**

### ●困難な保護者対応が増加：

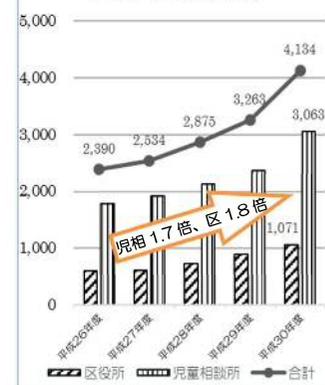
親子分離が必要な事例では保護者と対立関係になり、また、**保護者自身が専門的・包括的な支援を必要とする場合も多いため、職員が保護者対応にそそぐ労力と精神的負担感が増加**

旧プランを受け、平成 29～31 年度の 3 か年で**児童福祉司を 18 人増員**(41 人から 59 人)したが、相談通告件数の増加が続き、児童福祉司が依然として多くの案件を抱える状況となっている。

【児童相談所職員数(人)】 H31.4月

	ご家 セン	中部 児相	北部 児相	計
児童福祉司	30	17	12	59
児童心理司	15	9	6	30

過去 5 年間の受付件数 (件)



## 本市の児童相談所一時保護所の現状と課題

・虐待相談・通告件数の増加に伴い、一時保護児童数も増加している。平成 29 年度には定員 60 人を上回る**定員超過状態**が生じ、翌年度以降、その発生日数も増えている(平成 30 年度は**最大で 82 人**)。

・**障害等の課題のある児童**の割合も増加し、対応に苦慮するケースが増えている。

・中部児童相談所の一時保護所では、**男女別フロアが実現されておらず**、児童の権利擁護の点から課題がある。また、こども家庭センターの**第三者評価**では、**個室化**や家庭的環境の確保の課題も指摘された。

・児童居室確保のため一時保護所の改修に合わせ、一時保護所**職員体制の強化**も課題である。

【厚労省「一時保護ガイドライン」より】

一時保護所では、子どもの**安全確保と権利擁護**が同時に求められ、個々の状態に合わせた**個別的対応**を基本とし、**学習権の保障、一時保護期間長期化等の課題への対応**等が必要である。

【一時保護所の定員(人)】 H31.4月

	ご家セン	中部児相	計
定員(人)	40	20	60

【一時保護の実施状況】

	保護人数(人)	
	ご家セン	中部児相
H26	286	136
H27	257	114
H28	227	123
H29	291	117
H30	314	142
R年(12月時点)	189	95

# 児童家庭相談支援体制の強化に向けた取組について ～ 要保護児童等の適切な支援に向けた児童相談所の体制整備 ～

## 川崎市社会的養育推進計画への位置付け

児童家庭相談支援体制の強化に関する取組は、今年度策定する「川崎市社会的養育推進計画」の基本的な考え方Ⅰ「専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実」において、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、児童ができる限り家庭において健やかに養育されるよう、専門的支援の推進を図り、支援内容の充実を図ることとしている。

### 〔施策の方向性及び施策等〕

- 1 児童相談所における専門的支援の推進
  - (1) 児童相談所における人材確保・育成に向けた取組の推進
  - (2) 一時保護所体制強化に向けた取組の推進
- 2 地域における相談支援の推進
  - (1) 区における児童家庭相談支援機能の充実

## 課題への対応

### 1 児童相談所の体制強化

#### ●児童福祉司・児童心理司の増員

令和元年6月の児童福祉法の改正により、児童福祉司・児童心理司の配置基準が見直されており、これを踏まえた体制強化を図る。

【新基準に基づく増員数の試算】 (人)

	現状定数	新 配置基準	増分
児童福祉司	59	86	27
児童心理司	30	44	14
計	89	130	41

【具体策】人員増に伴い、執務室・相談室の改修を行う。

- ⇒ こども家庭センター改修（令和元～3年度）
- ⇒ 中部児童相談所の改築（令和2～6年度）
- ⇒ 北部児童相談所の増築（令和2～4年度）

職員の人材確保と人材育成の対策を講じる。

- ⇒ 児童相談所人材育成指針の策定に向けた検討を進める。

### 2 一時保護所の養育環境改善

#### ●中部児童相談所の改築

一時保護所においては、**定員数を超過する状態が生じている。**

市全体の定員を増やすため、中部児童相談所を改築し一時保護所定員を増やす。

また、中部児童相談所一時保護所の改築に伴い、男女別フロアとなっていない等の保護児童の居住環境の課題を解決し、児童の権利擁護を実現する。

#### ●こども家庭センター一時保護所の改修

昨年度実施した第三者機関による評価における指摘事項への対応

(居室の個室化や家庭的環境の確保等)

## 一時保護所の定員の考え方と今後の見通し

### (1) 定員の考え方

- ・ 定員超過日数が増加傾向にある現状を解消する。
- ・ 一時保護所は保護を**必要とする児童の入所を拒むことはできず、常に受入れ可能な体制**整備が求められることから、**最大値を想定して定員設定**をする。
- ・ 警察からの通告件数の急増と一時保護児童数の実績を勘案すると、**今後も高い水準で推移**することが想定される。

### (2) 中部児童相談所の一時的保護所に必要な面積

(1)の考え方から、本市2か所の一時保護所における将来必要となる受入れ可能人数を仮に100人とすると、中部児童相談所では60人の保護児童を受け入れる必要がある。

#### 【現在の児童相談所の概要】

	敷地 (㎡)	建物		うち一時保護所	
		階数	床面積 (㎡)	床面積 (㎡)	定員
こども家庭センター	2,005	4階	3,705	1,852	40
中部児童相談所	2,268	2階	1,430	532	20

こども家庭センター一時保護所は40人定員で面積1,852㎡。新たな中部児相一時保護所に必要な面積は、1,852㎡の1.5倍、約2,800㎡となる。

### (3) 中部児童相談所の執務室・相談室に必要な面積

児童福祉法の改正により、児童福祉司・児童心理司の配置基準が見直され、本市においても40人程度の職員増が見込まれる。これにより一時保護所以外に、職員の執務スペース・面接室などが、約2,000㎡新たに必要となる。

### (4) 中部児童相談所の改築

中部児相の敷地では約3,700㎡の建物が最大であるため、一時保護所(約2,800㎡)＋執務室・相談室(約2,000㎡)は入りきらない。そのため、**一時保護所と執務室等は別の建物**とし、執務室・相談室については令和3年度に校舎利用終了予定の川崎看護専門学校を活用する。

なお、改築の詳細については、今後、**基本構想・基本計画**の中で検討を進めていく。

### 【事業スケジュール】

	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
こども家庭センター改修工事	工事					
北部児童相談所増築工事		設計・工事				
中部児童相談所改築工事	基本構想・計画策定					
				設計・工事		運用開始